

# これをやります！部長の仕事

## 流山市 平成30年度 『財政部長の仕事と目標』

### 【本帳票の見方】

部局長の仕事と目標は、前半の「A」欄から「D」欄では、各部局が本市後期基本計画で位置づけている36施策（巻末別表参照）のうち、部局ごとに担う施策の進行管理、前年度の課題とその解決策等で構成しています。後半の「E」欄は、各部局がA欄からD欄で施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の改革・改善項目の取組内容で構成しています。本帳票により、各部局における施策実現のPDCAサイクルを各部局長のマネジメントのもと担っています。本帳票は、年度当初に目標を設定し、途中中間報告、そして最終報告と年3回記載します。記載にあたっては、部局長のマネジメントのもと施策の事業化、実現に向けた達成目標や進行管理など、部局内で部内会議等を行うなど部内職員が共通認識にたつたうえ記載し、さらに市長、副市長ともヒアリングをし、共通認識を深めて活用しています。

財 政 部							
	組織構成（4月1日時点）	所属長名	正規職員	嘱託職員	再任用職員	臨時職員	その他
 <b>財政部長</b> <small>ヤスイ アキラ</small> <b>安井 彰</b> 04-7158-1111 （内線490）	財政調整課	高崎 輝久	9		1	1	
	税制課	大竹 哲也	20		2	7	
	市民税課	大島 尚文	14	1	2	6	
	資産税課	井口 仁志	17		3		
	職員構成人数			60	1	8	14
部の職員人数（部長含む）			84		名（職員構成人数+1）		

### 【A～D欄の見方】

A～D欄は、市後期基本計画で位置づけている36施策の具現化を、それぞれの施策を担う各部局が、1年のPDCAサイクルをあらわしています。A欄は、「各課の主な仕事」、B欄は、各部局が担う施策について「年度当初の課題とその解決策」をあらわしています。C欄は、「施策の取組内容」を、D欄は「施策の進捗と方向性」をあらわしています。なお、C欄とD欄は各部局が担う施策数分の表記となるので、各部局によって担当する施策数で「C1-D1」「C2-D2」「C3-D3」…のペアで記載しています。

### A 各課の主な仕事（各課長記入⇒部局長確認）

課名	仕事内容
1 財政調整課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下期実施計画に則った事業展開が図れるよう、事業担当部局において新たな国及び県補助金・交付金の確保を積極的に進めるよう、制度助言等を行い歳入確保に努めます。</li> <li>・議会で議決された予算に基づき予算統制を徹底します。</li> <li>・経常経費の削減のほか、実施計画や行政評価に基づき計上される事業の適正査定を行い、貴重な財源である税金等が適切に配分されるように財源調整を図り予算案を作成します。</li> <li>・予算の執行が適切に行われているかを確認し、後年度に財政の硬直化を招かぬよう、貯金（基金）と借金（市債）の適正な管理を行います。</li> <li>・財政健全化法に基づく財政指標や決算統計指標などを用いて財政状況を検証し、市民の皆様にはわかりやすくお知らせします。</li> <li>・地方交付税の算定については、各種基礎数値を正確に把握し、算定作業を迅速に行うとともに、制度と事務実態に乖離がある場合、地方交付税制度の改善を図るよう地方交付税法第17条4項の規定に基づいて国に意見の申出を行っていきます。</li> <li>・市長の諮問機関である補助金等審議会においては、本市の補助金交付事業に関して、補助金の適正化に向けて審議していただくため、事務局として関係資料の作成などを行っていきます。</li> </ul>

課名		仕事内容
2	税制課	・市税の収納管理並びに市税及び保険料等の未収債権に係る滞納処分に関する事務を行っています。 ・市税の過誤納に係る還付・充当や証明書の発行を行っています。
3	市民税課	・個人市民税・県民税、軽自動車税の賦課に関することや法人等の法人市民税、市たばこ税の申告納税に関する事務を行っています。また、原動機付自転車の登録・廃車の受付を行っています。
4	資産税課	・固定資産税及び都市計画税を賦課するに当たり、土地・家屋等の課税客体の把握や適正かつ公正な評価課税に関する業務を行っています。また、土地や家屋に係る諸証明の発行を行っています。

**B 年度当初の課題とその解決策** (部局長記入)

No.	施策No.	担当課	課題とその解決策
1	施策6-2	税制課 市民税課 資産税課	・税務担当職員は、市民等の納税者から、より一層の公平・公正かつ適正な事務執行による賦課徴収が求められています。そのため、業務を遂行する上で、職員のスキルアップが必要不可欠であり、接遇能力の向上のための研修や税の専門研修への参加、さらに先進地視察等を積極的に行い、習得した知識を職員全員が共有できるように課内研修及びミーティングを実施します。
2	施策6-2	税制課	・市税の徴収にあたっては、滞納者への納税相談を親身に行うほか、文書や電話等による納付奨励を強化し、滞納者及び滞納額の減少に努めます。 ・平日に仕事を休めない等の滞納者の生活実態に合わせ、業務時間外における臨時休日納付相談を実施し、滞納者の相談機会を確保します。 ・市税等の催告業務のノウハウを有する民間業者を活用して、市税等納付コールセンターを設置し、現年度課税分において納期限を超過しても、納付の確認ができない未納者を対象に、電話等による納付催告を行い、未納状況の早期解消及び納期限内に完納している納税者との公平・公正性を図ってまいります。 ・催告に応じない滞納者に対しては、的確な財産調査のもとに、確実に換価できる預金、給与等の債権をはじめ、不動産や動産(自動車等)などの滞納処分(差押え)を執行します。
3	施策6-2	財政調整課	・繰越となっている財政白書(平成28年度決算版)の作成業務については、資産台帳を所掌する部署と連携し、財務諸表を作成するとともに、早急に財政白書(平成28年度版)を作成し、公表していきます。 ・事業の実施には、既存制度の国、県補助金の確保とともに、平成30年度の国の補正予算についても、情報収集に努め、事業の前倒しを行うなど積極的な活用を図ります。

C1 施策の取組内容 (各課長記入)

施策6-2 健全で効率的な行財政運営		
取組内容	担当課	実施時期
1 <b>【適正な予算執行管理】</b> ・平成29年度の国の補正予算を積極的に組み入れた予算の効果を最大限発揮させるため、予算執行に遅滞ないよう執行管理に努めていきます。	財政調整課	平成30年4月から平成31年3月まで
2 <b>【補助金等審議会事業】</b> ・来年度の予算編成にあたり、新規要求する補助金や増額要求する補助金については、補助事業の必要性等を審査し、補助金交付のより一層の適正化を図ります。	財政調整課	平成30年10月から平成30年12月まで
3 <b>【健全財政維持条例に則った財政運営】</b> ・実施計画に沿った予算編成を基本に、再度、新たな財源確保を行うとともに、健全財政維持条例に則り、財政の健全性を維持するとともに、貯金(基金)と借金(市債)の適正な管理を行います。	財政調整課	平成30年4月から平成31年3月まで
4 <b>【税収納事業】</b> ・未納者に督促状のほか定期的に催告書を発送して、未納状況の早期解消を図り、再三の催告等に何ら応じない滞納者に対しては、法令に基づき滞納処分を執行し、滞納者及び滞納額の増大を防止するとともに、税負担の公平性の確保に努めます。 ・市税等納付コールセンターの開設により、現年度収納率の向上と収納額の増加及び安定した税財源の確保に努めます。 ・課内研修等を実施し、専門研修等への参加で得た知識の共有化に努めます。	税制課	平成30年4月から平成31年3月まで
5 <b>【債権回収対策事業】</b> ・公債権所管課から移管を受けた税外公債権を、市税と一体徴収することにより、効果的、効率的な滞納整理を進め徴収率の向上に努めます。 ・「流山市債権管理適正化基本方針」に則り、計画的な滞納整理に努めます。 ・納付相談等により滞納者の生活実態や経済的環境を的確に把握し、法律に基づいた滞納処分の強化や納税緩和制度を活用するなど、厳正な滞納整理の実施により、住民負担の公平、公正性の確保に努めます。	税制課	平成30年4月から平成31年3月まで
6 <b>【市民税等賦課事業】</b> ・納税者の税に対する意識の高まりから、一層の説明責任が求められているため、税務知識の習得に努め円滑な事務執行はもとより、公平・公正な課税を行うよう、申告相談や実態調査を適宜行い、課税客体的な把握に努めます。	市民税課	平成30年4月から平成31年3月まで
7 <b>【固定資産(土地・家屋評価基礎調査事業】</b> ・賦課期日1月1日現在の固定資産の状況を把握するため、土地では地番修正、分合筆、画地計算及び航空写真による地目判読を実施し、また、家屋でも航空写真を活用し、新增築、滅失の異動判読等の基礎資料を作成し、適正かつ公平な評価課税に努めます。	資産税課	平成30年4月から平成31年3月まで

中間報告(取組項目別)

実施状況		特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
1	<p>【適正な予算執行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の国の補正予算を組み入れた予算の執行は、概ね計画どおり進捗しています。今後も引き続き、遅延のないよう執行管理に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の国の補正予算についても、国や県の動向を注視していきます。</li> </ul>
2	<p>【補助金等審議会事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来年度予算における新規又は増額となる補助金等については、11月から12月にかけて審査を予定しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課から要求のあった補助金について、予算査定時に内容を聴取します。また、新規補助金、増額補助金については、補助金等審議会のヒアリングを行う予定です。</li> </ul>
3	<p>【健全財政維持条例に則った財政運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度決算における財政健全化4指標の数値は、いずれも国の基準及び、健全財政維持条例で規定する流山市の基準以内で、健全な状態を維持しています。</li> <li>また、経常収支比率も90%を超えないという総合計画の目標値の範囲内で推移しています。</li> <li>実質公債費率3.7%→3.3%(△0.4%) 早期健全化基準 25.0% 流山市独自基準 12.5%</li> <li>将来負担比率36.3%→30.6%(△5.7%) 早期健全化基準 350.0% 流山市独自基準 175.0%</li> <li>経常収支比率88.1%→87.6%(△0.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質公債費率については、下水道事業の企業会計移行に伴う勘定科目の変更や標準税収入額の増加等などにより、指数は0.4%低下しました。</li> <li>将来負担比率については、おたかの森小中併設校の債務負担行為の支出予定額が減少したことや標準財政規模の増加などにより、指数は5.7%低下しました。</li> <li>経常収支比率については、市税や地方消費税交付金の伸びなどにより、指数は0.5%低下しました。</li> </ul>
4	<p>【税収納事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度市税未納者(1,130件)を対象に、5月11日に催告書を送付しました。納付指定期日以内に22,128千円の納付がありました。</li> <li>滞納繰越者(2,315件)を対象に、8月30日に差押警告書を送付しました。</li> <li>平日に納税相談を受けることが難しい方を対象に、9月9日に休日納税相談会を開催し59件の納付相談を受け付けました。</li> <li>担税力のある滞納者に対し、預金や給与などの債権を中心に291件の差押えを執行しました。</li> <li>税務知識の取得・向上のため、自治大学校へ1名、県自治研修センターへ2名、市町村アカデミーへ1名、日本経営協会研修へ1名など滞納整理事務の専門研修に参加しました。</li> <li>毎月1回の定例ミーティングを実施するとともに、毎終業時前後に特別収税係と収税係でミーティングを行い、今日の業務報告や明日の業務予定を確認し、情報や課題、懸案事項の共有を図りました。</li> <li>平成29年度及び30年度の市税督促状を送付後一定期間を経過しても納付の確認が取れない方を対象に、市税等納付コールセンターから電話による納付の呼びかけを実施しました(架電件数:3,133件、文書催告件数:911件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納繰越額の縮減を図るため、高額案件や困難事例の滞納処分の執行します。</li> <li>滞納者数の減少を図るため、文書催告等自主納付の推奨への取り組みを実施します。</li> <li>真摯に納付相談を受けるほか、差押え、公売及び換価等の滞納処分を継続的に執行します。</li> <li>滞納整理における新たな手法や他団体の実例等を学ぶため、県や近隣市で組織する協議会や民間主催の研修会等に参加し、実践に取り入れていきます。</li> </ul>
5	<p>【債権回収対策事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各債権所管課との連携を緊密に図りながら、高額や悪質など徴収困難事案69債権39名の債権回収対策室への移管を進め、今年度取扱債権は、461債権250名で債権額は235,291,621円となりました。このうち26.83%に当たる63,135,720円をこれまでに回収済です。</li> <li>法令に基づく各種調査を駆使して、差押可能な財産の発見に力を入れています。また、金融機関等で差押可能な財産の発見に至らなかった場合は、家宅捜索を実施し、財産の発見に努めています。</li> <li>差押に当たっては、預貯金22件、給与等22件、賃貸借料2件といった換価が容易なものを優先的に執行したほか、債権保全のため不動産5件、生命保険7件、動産1件の差押を執行し、自主納付の促進に努めました。</li> <li>休日相談会を実施し、納付納入相談の機会を設けるなど工夫しながら、個々の実情に即した滞納整理に努めました。</li> <li>8、9月を滞納整理強化月間とし、滞納処分等の強化を図ったほか、広報ながれやまに掲載し納付促進のPRを行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、移管滞納者の名寄せ作業などデータの集約は、紙媒体の手作業で進めています。各債権をトータル的に管理する電算システムの改修、統合が必須です。しかし、実施に当たっては、費用対効果の観点から現状では困難で、将来的な課題です。</li> <li>高額や悪質等の徴収困難事案を解決するため、より効果的かつ新たな手法による滞納処分を実施していく必要があることから、先進地との情報交換等の連携に努めるほか、研修会等に積極的に参加します。</li> </ul>
6	<p>【市民税等賦課事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税務知識の習得のため、自治研修センターで行われた税務事務研修会へ1名、NOMA行政管理講座へ2名参加しました。</li> <li>今年度より、東京税務協会主催の研修に1名参加しました。</li> <li>公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し未申告調査を行いました。また、法人市民税の未申告者に対しては現地調査を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年多くの税制改正が実施される中、その説明責任を果たすために積極的に研修会に参加し、個々の資質の向上に努めます。</li> <li>未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、前々年の勤務先へ調査等を実施し未申告の解消に努めます。</li> </ul>
7	<p>【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の評価・課税に必要な知識やスキルを習得するため、自治研修センターへ2名、市町村アカデミーへ2名、東京税務協会セミナーへ1名、資産評価システムセンターへ1名など研修会に参加しました。</li> <li>登記所からの権利等異動通知に基づき、納税義務者や課税台帳の異動を行いました。</li> <li>土地では、分合筆や画地計測、地目変更等でデータを7,906件変更しました。</li> <li>家屋では、新築家屋等366棟評価しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税に関する専門的知識やスキルを習得するため、引続き研修会やセミナーに積極的に参加します。</li> <li>今後、分合筆や家屋評価を更に行うとともに、航空写真により課税客体の適正把握に努めます。</li> </ul>

最終報告(取組項目別)

実施状況	特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
<p>1 【適正な予算執行管理】 平成29年度の国の補正予算を組み入れた予算の執行は、概ね計画通り進捗しました。</p>	<p>平成30年度の国の補正予算についても適正な執行に努めます。</p>
<p>2 【補助金等審議会事業】 ・平成31年度予算における新規又は増額となる補助金等について審査を実施し、12月21日付けで答申があり、それぞれ各部署局長に通知しました。</p>	<p>補助金等審議会の審査後に変更となった補助金等については、3月末に各審議会委員に変更内容等を説明する文書を送付します。</p>
<p>3 【健全財政維持条例に則った財政運営】 ・平成29年度決算における財政健全化4指標の数値は、いずれも国の基準及び、健全財政維持条例で規定する流山市の基準以内で、健全な状態を維持しています。また、経常収支比率も90%を超えないという総合計画の目標値の範囲内で推移しています。 実質公債費率3.7%→3.3%(△0.4%) 早期健全化基準 25.0% 流山市独自基準 12.5% 将来負担比率36.3%→30.6%(△5.7%) 早期健全化基準 350.0% 流山市独自基準 175.0% 経常収支比率88.1%→87.6%(△0.5%)</p>	<p>・実質公債費率については、下水道事業の企業会計移行に伴う勘定科目の変更や標準税収入額の増加等により、指数は0.4%低下しました。 ・将来負担比率については、おたかの森小中併設校の債務負担行為の支出予定額が減少したことや標準財政規模の増加などにより、指数は5.7%低下しました。 ・経常収支比率については、市税や地方消費税交付金の伸びなどにより、指数は0.5%低下しました。</p>
<p>4 【税収納事業】 ・現年度分未納者を対象に、5月(1,130件)及び12月(982件)に納付書付催告書を送付しました。また、過年度分未納者を対象に、8月(2,315件)及び2月(968件)に差押警告書を送付しました。 ・平日に納税相談を受けることが難しい方を対象に、9月9日に休日納税相談会を開催し59件の納付相談を受け付けました。 ・担税力のある滞納者に対し、預金や給与などの債権を中心に1月末現在657件の差押えを執行しました。 ・税務知識の取得・向上のため、自治大学校へ1名、県自治研修センターへ2名、市町村アカデミーへ1名、日本経営協会研修へ1名など滞納整理事務の専門研修に参加し、知識取得と向上を図りました。また、先進自治体への聴取等により新たな滞納整理事務の手法等を学びました。 ・毎月1回の定例ミーティングを実施するとともに、毎終業時前後に特別収税係と収税係でミーティングを行い、今日の業務報告や明日の業務予定を確認し、情報や課題、懸案事項の共有を図りました。 ・現年度の市税督促状を送付後一定期間を経過しても納付の確認が取れない方を対象に、市税等納付コールセンターから電話による納付の呼びかけを実施しました(1月末現在、架電件数:7,797件、文書催告件数:2,124件)。</p>	<p>・納税相談者に対しては、真摯に対応する一方で、催告に対して何等反応のない滞納者に対しては、法令に基づき財産の差押え等、滞納処分を執行します。 ・搜索や公売等についても、対象案件を検証し、適宜執行します。 ・滞納整理に関する課題を解決するために、各種研究会や研修会に積極的に参加し、スキルアップを図るとともに、徴収率の向上及び滞納者数の減少に努めます。</p>
<p>5 【債権回収対策事業】 ・今年度(1月末時点)は、新規に85名139債権、債権額にして55,878,477円の移管を受けました。これにより、総取扱債権は、296名532債権、債権額265,174,468円となります。 ・これらの債権について、新規移管者だけでなく継続案件についても搜索や財産調査等を行い、滞納整理に努めました。 ・差押にあたっては、預貯金29件、給与24件といった換価が容易な債権を優先的に執行したほか、徴収困難案件については、搜索差押などの滞納処分を執行しました。 ・高額案件を含め82名175債権が完納になるなど、平成30年1月末現在の徴収額は105,412,778円となっています。今年度末の最終徴収額は120,000,000円(徴収率45%)を見込んでいます。</p>	<p>・搜索、自動車の差押、インターネット公売の日常化に取り組みます。 ・滞納者への財産調査、実態調査、相談による状況の把握等に努めようとして、担税力のない滞納者は速やかに執行停止を検討するなど、個々の実情に沿った滞納整理に取り組みます。 ・現状、債権ごとに管理システムが異なることから、統一的な管理ができていません。各債権をトータル的に管理する新たなシステムの導入が必要と見えます。</p>
<p>6 【市民税等賦課事業】 ・税務知識の習得のため、NOMA行政管理講座に2名、自治研修センターで行われた税務事務研修会へ2名、市町村アカデミー研修に2名、千葉県都市税務協議会市民税部会に1名、法人市民税部会に1名、その他東葛税務研究会各種研修等に8名参加しました。 また、新たに更なる税務行政の向上のため、東京税務セミナー(住民税)に1名参加しました。 ・公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し7月に未申告通知を送付し、9月には申告調査、扶養否認処理を行い、12月には前年度所得のあった未申告者の重点調査を行い、再度未申告通知を行いました。法人市民税の未申告者に対しては12月に県税事務所で法人県民税の申告状況調査、法務局で法人登記の確認調査を行い、更に現地調査や文書催告で未申告法人の減少に努めます。</p>	<p>・税制改正や確定申告等の説明責任を果たすため、多くの職員が積極的に研修会に参加し、個々の資質の向上に努めます。 ・未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、勤務先等への電話催告や前年度収入があった者に絞った催告等、工夫を凝らし実施することにより未申告の解消に努めました。 ・申告時期や納税通知書発送後の窓口の混雑を、受付番号配付によりスムーズな窓口対応で市民サービスの向上に努めました。</p>

7	<p><b>【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】</b>                  ・職員研修等の参加により、税務職員として固定資産評価基準並びに評価の方法及び手続の正確な知識の習得に努めました。                  ・法務局からの権利等異動通知や現地調査により、課税台帳に登録されている所有者や地目、地積、構造、床面積等の事項を異動しました。                  ・土地については、分合筆、画地計測及び地目変更等に関して20,935件のデータを変更しました。                  ・家屋については、新築家屋や増築家屋で1,202棟の評価を行いました。</p>	<p>・納税者の方に親切丁寧に納得(根拠の提示等)のいく説明ができるよう、職員個々のスキルアップを図りました。                  ・公平適正な評価・課税を行なうため、航空写真による土地及び家屋の異動判読(前年度との比較)を行う等、航空写真の効果的な活用方法に努めました。</p>
---	--	---

**D1 施策の進捗と方向性** (各課長記入)

指標名		単位	取得方法	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	公債費負担比率	%	業務取得	目標値	15%未満	15%未満	15%未満	15%未満
				実績値	11.4	11.4	11.1(見込)	
<p>【算出式】「公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む)」÷「一般財源総額」×100</p>								
目標値の達成状況		左記の理由・背景	実績値の確定は、平成30年10月「部局長の仕事と目標(中間報告)」に記載します。					
達成できた【見込み】								

指標名		単位	取得方法	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2	経常収支比率	%	業務取得	目標値	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満
				実績値	88.1	87.6	89.7(見込)	
<p>【算出式】「経常経費に充当される一般財源」÷「経常一般財源の額」×100</p>								
目標値の達成状況		左記の理由・背景	実績値の確定は、平成30年10月「部局長の仕事と目標(中間報告)」に記載します。					
達成できた【見込み】								

**指標では表すことができない定性的な成果** (各課長記入)

1	
---	--

**他自治体(近隣他市、沿線他市)と比較して優れている点・劣っている点** (各課長記入)

1	<p>平成29年度の経常収支比率については、千葉県内37市中5位の87.6%となり、昨年度と比較し0.5%減となりました。このことは、常に経常経費の抑制に留意している結果があらわれているものと認識しています。財政構造の弾力性を図る経常収支比率の低さは、投資的経費に回せる一般財源が大きいことを意味し、人口増加が続く流山市にとってひとつの強みと言えます。</p>
---	--

**今後の方向性(翌年度以降の取組・課題など)** (部局長記入)

1	<p>経常収支比率は、人口増加に伴う保育園運営業務委託料や介護給付・訓練等給付費等の増加により、今後指数が増加することが予測されますが、これまで同様、良好な数値を維持できるよう、健全財政維持条例に測った財政運営に努めます。</p>
---	---

**【E欄の見方】**

E欄は、各部局がA欄からD欄で担う施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」（平成28年度から）の改革・改善項目の取り組み内容をあらわしています。各部局内で、改革・改善（カイゼン）できる項目を選択し、取り組み内容を記載しています。E欄の改革・改善項目は「1 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善」「2 市民及び市民団体との連携・協働の推進」「3 事業の改革・改善、業務改善、職場改善」です。各部局はA～D欄の施策を実現するにあたり、各部局ごとにE欄に配慮し、A～Dを実現します。

**E 「流山市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の取組内容**（各課長記入）

**【プランに該当する指標一覧】**

該当する項目にチェックを入れ、下記フォーマットを入力願います。

改革・改善項目	チェック欄
<b>1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善</b>	
(1) 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善	○
(2) 税外収入の拡充	○
(3) 健全な財政運営の維持	○
(4) 公有財産の有効活用	
<b>2. 市民及び市民団体との連携・協働の推進</b>	
(1) 行政情報の発信充実	
(2) アウトソーシングの推進	
(3) 産学官の連携	
(4) 協働・連携事業の拡大充実	
<b>3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善</b>	
(1) 事業の改革・改善（カイゼン）	
(2) 業務改善（カイゼン）	○
(3) 職場改善（カイゼン）	
(4) 職員の育成	○

施策内容		
1	大項目	1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善
	小項目	(1) 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善
	取組	<p>・市税の減免については、地方税法及び市税条例等に基づき対応しているが、その運用については、個々の担税力に着目して、真にその能力があるかどうか慎重に判断し、安易に減免することなく、徴収猶予、納期の延長、分割納付等による納付方法も考慮し、市税の適正な負担に努めます。</p> <p>・滞納整理を進める上で、滞納者の生活実態や経済環境を把握することは重要なことから、休日の納税相談など滞納者との接触機会を増やす効果的な手法を拡大します。また、納税相談に応じない滞納者や資力がある滞納者に対しては財産の差押えを執行し、税の公平な負担や納税の義務を理解していただくよう努めます。</p> <p>・市税等納付コールセンターを開設し、現年度収納率の向上と収納額の増加及び安定した税財源の確保に努めます。</p>

施 策 内 容	
中間報告	<p>減免を実施するに当たり、条例及び事務取扱規定に基づき対応しました。</p> <p><b>【市民税課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税      3件      90,600円</li> <li>・法人市民税      41件     2,004,100円</li> <li>・軽自動車税     382件   3,151,000円</li> </ul> <p><b>【資産税課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者    26件     850,200円</li> <li>・NPO活動法人      9件     2,421,000円</li> <li>・火災                1件      24,700円</li> <li>・自転車駐車場ほか 10件    2,676,700円</li> </ul> <p>・5月11日に平成29年度市税未納者(1,130件)を対象に催告書を送付、8月30日に滞納繰越者(2,315件)を対象に差押警告書を送付しました。</p> <p>・9月9日に休日納税相談会を開催し59件の納付相談を受け付けしました。</p> <p>・担税力のある滞納者に対し、預金や給与などの債権を中心に291件の差押えを執行しました。</p> <p>・平成29年度及び30年度の市税督促状を送付後一定期間を経過しても納付の確認が取れない方を対象に、市税等納付コールセンターから電話による納付の呼びかけを実施しました(架電件数:3,133件、文書催告件数:911件)。</p>
最終報告	<p>減免を実施するに当たり、条例及び事務取扱規定に基づき対応しました。</p> <p><b>【市民税課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税      13件     609,700円</li> <li>・法人市民税      41件     2,004,100円</li> <li>・軽自動車税     382件   3,151,000円</li> </ul> <p><b>【資産税課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者    28件     885,200円</li> <li>・NPO活動法人      9件     2,421,000円</li> <li>・火災                2件      26,600円</li> <li>・自転車駐輪場ほか 11件    2,689,100円</li> </ul> <p>・現年度分未納者を対象に、年2回(2,112人)に納付書付催告書を送付しました。また、過年度分未納者を対象に、年2回(3,283件)に差押警告書を送付しました。</p> <p>・平日に納税相談を受けることが難しい方を対象に、9月9日に休日納税相談会を開催し59件の納付相談を受け付けしました。</p> <p>・担税力のある滞納者に対し、預金や給与などの債権を中心に1月末現在738件の差押えを執行しました。</p> <p>・病気等の事情により一時的に納税が困難に陥った滞納者から猶予の申請があった11件について、徴収猶予制度の適用許可を決定しました。</p> <p>・現年度の市税督促状を送付後一定期間を経過しても納付の確認が取れない方を対象に、市税等納付コールセンターから、1月末現在、電話架電件数7,797件、文書催告送付件数2,124件の納付呼びかけを実施しました。</p> <p>・口座振替推進のため、平成30年中に新築マンションを取得した方を中心に延483名の方に対し、口座振替制度を案内しました。</p> <p>・身近な場所で時間の制約が少ないコンビニエンスストアでの納付は、1月末現在、107,251件で、2,243,564,794円の納付がありました。</p> <p>・外出せずに夜間休日いつでも支払い可能なクレジットカードでの納付は、1月末現在、2,820件で、98,929,647円の納付がありました。</p>



施策内容		
2	大項目	1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善
	小項目	(2) 税外収入の拡充
	取組	・財政白書を有料販売します。
	中間報告	・12冊販売しました。(一部 1,000円)
	最終報告	・15冊販売しました。(一部 1,000円)
3	大項目	1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善
	小項目	(3) 健全な財政運営の維持
	取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全財政維持条例に則った財政運営を行います。</li> <li>・統一基準に基づいた財務諸表を作成します。</li> <li>・地方債の発行にあたっては、必要最小限の借入に留めるとともに、交付税に算入される地方債を中心に発行します。</li> </ul>
	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一的基準に基づいた財務諸表の整備について、財産活用課と連携し、平成29年度決算版の作成作業を進めており、平成31年3月末までに公表する予定です。なお、財政白書については、他市との比較を行い平成31年6月末までに公表します。</li> <li>・平成30年度の地方債発行の1次同意に向けて、千葉県に申請しました。</li> </ul>
最終報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度決算における財政健全化4指標の数値は前年度より低下し、いずれも国の基準及び、健全財政維持条例で規定する流山市の基準以内で、健全な状態を維持しました。</li> <li>・統一的基準に基づいた財務諸表について、平成29年度決算版については、平成31年3月末に公表します。なお、財政白書については、他市との比較を行い、平成31年6月末までに公表します。</li> <li>・平成30年度の地方債の発行予定については、64億5,543万5千円を借入し、地方債残高は、519億4,097万5千円の予定です。</li> </ul>	

施策内容		
4	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(2)業務改善
	取組	・予算編成においては、各部局長による部内で経営会議を実施するとともに、財政部での査定を実施する予定ですが、効率的に予算編成が行えるよう工夫していきます。
	中間報告	・平成31年度予算編成方針を10月に示達します。 ・予算査定については、昨年度より前倒しで実施する予定です。 ・部局長は、部局内経営会議を開催し、行財政改革の断行と事業の重点化等を図り、部局の最高責任者として適切なマネジメントを行い、部局内の予算調整を行う予定です。
	最終報告	・平成31年度予算編成において、各部局長は、部局の最高責任者として、部内の政策的経費の予算調整を行いました。その後、財政部において、各部局の査定を行いました。 ・市長・副市長査定を、12月末から実施しました。 ・財政部長査定時には、設計書等の詳細な査定を行い、費用の適正化に努めました。
5	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(4)職員の育成
	取組	・専門知識の習得 税部門では、複雑化、多様化する課税・徴収事務に対応できる専門知識が求められており、地方税法等の改正に伴う課税・徴収等の技術の習得や情報収集が重要となります。このため、人材育成課による研修や外部の専門研修に積極的に参加させるとともに、効果的な方法で情報の共有化及び知識の向上が図れるよう努めます。財政部門においても、自治大学校をはじめ、市町村アカデミー等の各種研修会、また、庁内研修、更には、課内の自主的な研修等、さまざまな機会をとらえ、専門知識の習得に努めます。
	中間報告	・各職員に対しては、各種研修会や会議等に積極的に参加させるなど、個々のスキルアップに努めています。 また、PDCAを念頭においた行政管理を実行するため、毎月、月初めに、部長と各課の係長以上のとミーティングを実施するとともに、定期的に課内ミーティングを開催させ、情報の共有化を図る体制を整え、マネジメント能力の向上に努めました。
	最終報告	・納税者の税に対する関心は高まり、職員には高度な専門知識が要求されています。また、毎年のように税制改正が行われ、課税・徴収事務は複雑化していることから、職員の知識や能力の向上に向け、自治大学校、自治研修センター、市町村アカデミー、NOMA行政管理講座、千葉県都市税務協議会及び東葛飾税務研究会の各種専門研修等に積極的に参加させ、個々のスキルアップとともに、研修情報の共有化により全体のポトムアップを図りました。